

2018年11月20日 全12頁

# 「情報銀行」の事業化に向けた始動

事業者等の認定が開始する一方でデータの標準化等の課題は残る

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

## [要約]

- 情報銀行とは、個人との契約に基づき、個人のデータを本人に代わって管理する仕組みのことを指す。契約をする個人はあらかじめ情報銀行にデータ提供に関する条件等を指示し、情報銀行はその指示に基づいて第三者への提供等を判断する。
- わが国では2018年6月に総務省・経済産業省から「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」が公表され、情報銀行を行う事業者を認定する仕組みの整備が進んでいる。今後情報銀行の事業化に向けて、より本格的な動きが見られるのではないだろうか。
- 情報銀行には、個人が享受できるメリットの周知不足、データ管理の安全性に対する不信任感、データの標準化等の課題が残されている。課題への対応を逐次検討し、個人が安心してデータを委託できるような環境が整備されていくことが期待される。

近年、個人情報保護について整備が進んでいる一方で、個人情報の流通を円滑にする環境の整備は途上であるように思われる。個人情報の流通の仕組みとしては、「パーソナルデータストア」、「情報銀行」、「データ取引市場」等が挙げられる。

本稿では、まず、これらの仕組みを説明した上で、特に情報銀行について、わが国における議論の経緯、論点、今後の展望・課題等について整理をする。

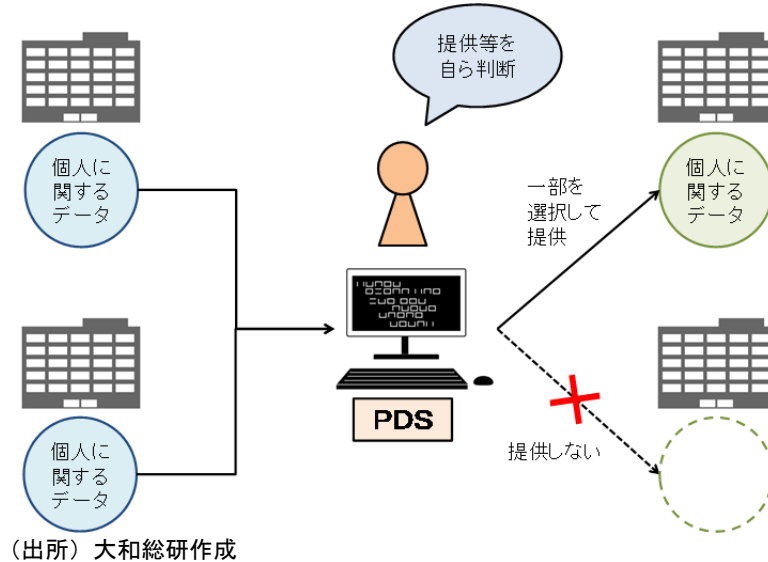
## 1. 個人情報の流通の仕組み

### (1) パーソナルデータストア (PDS)

パーソナルデータストア（以下、PDS）とは、個人が自分のデータを自ら蓄積・管理する仕組みのことを指す。個人は企業等から発生した自分のデータを端末等のシステム上に蓄積し、第三者への提供や活用を自分で判断して行う（図表1）。PDSには、個人が保有する端末等でデータを管理する「分散型」と、事業者等が提供するサーバ等でデータを管理する「集中型」の二種類がある。

例えば、PDS を利用すれば、特定の事業者には自分のデータを送って最適なサービスを受ける一方で、信用していない事業者にはデータを送らないという選択を自らすることが可能となる。

図表 1 パーソナルデータストア（分散型）の仕組み

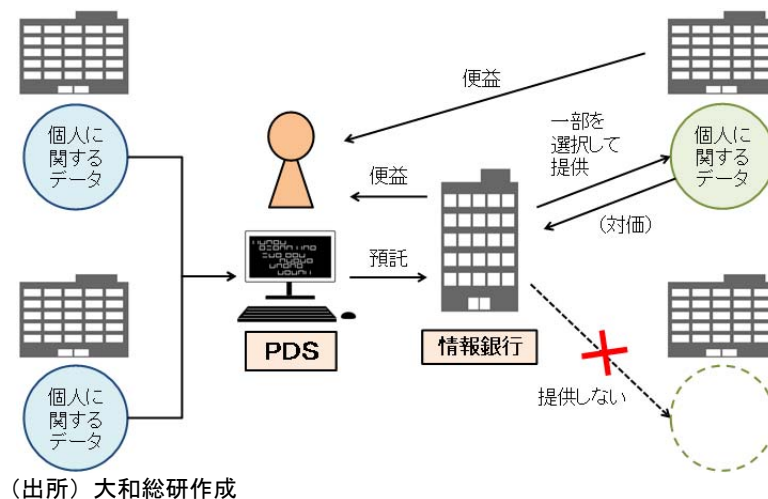


## (2) 情報銀行

情報銀行とは、個人との契約に基づき、PDS 等を活用して個人のデータを本人に代わって管理する仕組みのことを指す。契約をする個人は、あらかじめ情報銀行にデータ提供に関する条件等を指示し、情報銀行はその指示に基づいて第三者への提供等を判断する（図表 2）。つまり、PDS を自ら活用する場合とは異なり、第三者提供等の最終的な判断は、基本的には個人ではなく情報銀行が行うと考えられる。また、個人は情報銀行を通して助言や対価等の便益を得ることや、企業から直接サービス等の便益を得ることができるとされている。

情報銀行のビジネスモデルとしては、企業に個人データを提供する対価を本人に還元する中で、対価の一部を手数料として得るといった形を検討している事業者もいるようだ。

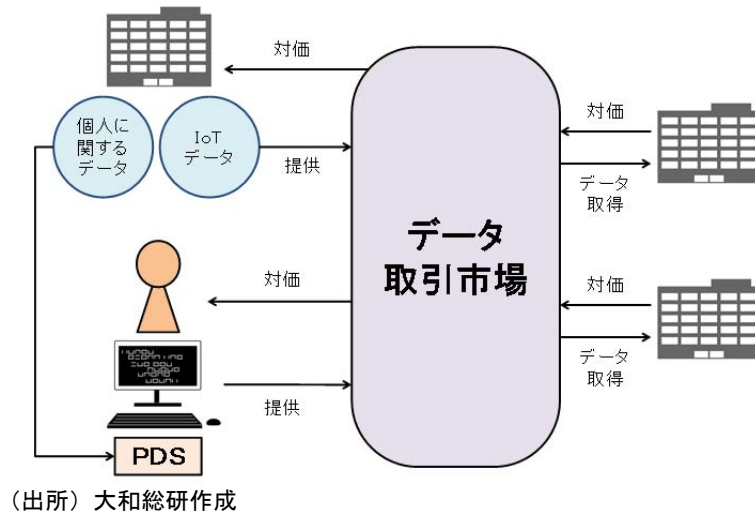
図表 2 情報銀行の仕組み



### (3) データ取引市場

データ取引市場とは、データを保有する者とそのデータを活用したい者を仲介し、データの取引を行うことができるようにする仕組みのことを指す。データ取引市場は需給のマッチングや取引の保証、価格形成等の機能を担うことが想定される。

図表3 データ取引市場の仕組み



### (4) 定義の曖昧さ

以上の定義は、わが国の政府が公表している定義に基づいている。民間企業の間では、個人のデータを蓄積し、第三者企業への提供を本人が個別に判断できる事業（集中型 PDS）を情報銀行と呼んでいるケースもあり、明確に違いが意識されているとは限らないようだ。

実例として、英国では政府主導で“midata”という取組みが実施されている。これは個人が企業から自分のデータを自由に取得し、自己の判断で事業者への提供や管理をすることができるようにするものである。midata を利用した具体的な事業としては、個人が自己の銀行の取引データをダウンロードし、そのデータを第三者企業に提供することで、各種助言を得たり、銀行の比較検討をすることができるといったものがある。

midata の仕組みは上記（1）～（3）の定義においては、PDS を利用したサービスの一環と考えられるが、情報銀行の一例として挙げられることもあり、やはり情報銀行という用語は柔軟に使われているように思われる。

以下では、（2）の定義上の情報銀行について議論や課題を整理する。

## 2. わが国での情報銀行の検討状況

### (1) 議論の経緯

情報銀行について、わが国でも導入の検討・議論が行われてきた。2016年9月に、内閣官房

の「データ流通環境整備検討会」において、データ流通への個人の関与を強化すべく、情報銀行等の仕組みについて検討を行うとした。2017年3月には、同検討会の「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」から中間とりまとめが公表されている。ここでは、大量のデータの円滑な流通には情報銀行等が有効であると述べられている。

内閣官房の「未来投資戦略2017」（2017年6月）では、実証実験や諸外国の状況等を踏まえ、情報銀行等について制度の在り方等を検討するとした。

2018年5月には、平成30年度予算下で情報銀行のモデルケースとなる事業である、情報信託機能活用促進事業に係る提案の公募を行った。同年7月には6件の事業が委託先候補として決定された。

2018年6月には、総務省・経済産業省から「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」が公表された。これは、情報銀行を行う者に対して任意の認定を行う制度の指針である（以下で内容について詳述）。上記の委託先以外にも情報銀行を事業として営むと公表する企業も現れており、今後情報銀行の事業化に向けて、より本格的な動きが見られるのではないだろうか。

図表4 わが国での情報銀行に関する議論

時期	省庁・組織	会議体	公表文書等	主な内容・提言	
2016年	9月16日	内閣官房	データ流通環境整備検討会の検討内容①について(案)	本人同意に基づく個人情報の円滑な流通を可能とする環境整備の必要性を説き、その仕組みの例として情報銀行に言及	
2017年	1月27日	総務省	情報通信審議会	「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第三次中間答申	「パーソナルデータの活用と個人情報のコントロールビリティの確保を同時並行的に促すためには、パーソナルデータを個人の許諾したルールに沿って提供し対価を得る代理人的機能として、いわゆる情報銀行に係る制度を検討することが求められる」
	3月15日	内閣官房	AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ	中間とりまとめ	パーソナルデータを含めた大量のデータの円滑な流通のためには情報銀行等が有効とし、推進のための課題としてサイバーセキュリティや苦情処理等に言及
	5月30日			個人情報保護法改正	個人情報の定義の明確化や匿名加工情報制度の導入、オプトアウトの手続きの厳格化等
	6月9日	内閣官房	日本経済再生本部	未来投資戦略2017	2017年度に官民が連携した実証事業を実施しつつ、情報銀行等の制度の在り方等について検討。2018年度以降は情報銀行等の実装に向けて、検討を踏まえた取組を推進
	7月20日	総務省	情報通信審議会	「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申	「2017年夏から情報信託機能に係るルールの在り方について、実証実験を通じて更に具体的に検証を進めるとともに、内閣官房IT総合戦略室において関係省の協力を得て開催されている「データ流通環境整備検討会」との連携を図り、任意の認定制度等を含む所要の制度の在り方について、検討を加速化する」
2018年	5月11日		次世代医療基盤法施行	要配慮個人情報に当たる個人の医療情報も、一定の基準を満たす場合、オプトアウトの形で「認定匿名加工医療情報作成事業者」に提供可能に	
	5月15日	総務省	情報信託機能活用促進事業に係る提案の公募	情報信託機能等のモデルケースとなり、課題の整理をするために、先駆的な事業を公募	
	6月15日	内閣官房	日本経済再生本部	未来投資戦略2018	今後の展開として、任意の認定スキームを開始するとともに、実証事業等を通じガイドラインを作成する方針
	6月26日	総務省 経済産業省	情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会	情報信託機能の認定に係る指針ver1.0	情報信託機能を担う者について、民間団体によるルールの下、任意の認定をする制度の指針
	7月18日	総務省		情報信託機能活用促進事業に係る委託先候補の決定	旅行会社、電力会社、銀行等の6件を委託先候補として決定
	7月31日	内閣官房	データ流通・活用ワーキンググループ		情報銀行、データポータビリティ等について論点の整理、検討
	9月20日	総務省	情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 金融データWG		情報銀行の検討状況について整理し、情報信託機能の認定に係る指針の見直しに向けて検討
	10月12日	総務省	情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データWG		情報信託機能の認定に係る指針では対象外とされた健康・医療データの利活用について検討

(出所) 各省庁等より大和総研作成

## (2) 「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」

情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0 (以下、当指針) は、①認定基準、②モデル約款の記載事項、③認定団体における認定スキームから構成されており、認定を行う団体に関する指針を示している。一般社団法人日本 IT 団体連盟が認定団体として活動を開始すると公表している(詳細は後述)。

当指針による認定は民間の団体による「任意」の認定であり、情報銀行の事業を行う上で、認定が必須となるわけではないことには注意が必要である。情報銀行を行う事業者が認定を得ることを考えている場合は、当指針の認定基準等を参考にすべきだろう。

### ①認定基準

認定基準とは、消費者が安心して情報銀行を利用できるように、情報銀行が一定の水準を満たすかどうかを判断するためのものである<sup>1</sup>。

まず前提として、認定対象としては「事業者が本人の指示等に基づき、本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス」を想定している<sup>2</sup>。これは 1. (2) の情報銀行の定義に近いと言えるだろう。これに加え、「本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス」であっても、事業者の役割・責任が大きいケースについては認定対象となる。

また、統計データ、匿名加工情報<sup>2</sup>のみを扱うサービスは認定対象とはならない。あくまで個人情報<sup>2</sup>を扱うサービスが認定対象となる。ただし、「要配慮個人情報<sup>3</sup>」、「クレジットカード番号」、「銀行口座番号」については、当指針の対象となる個人情報に含まれていない点には注意が必要である。

以上を踏まえ、当指針で示された認定基準の一部を簡単にまとめたものが図表 5 である。

基本的には、情報銀行の事業を行うに足る資産規模や業務経験があること、組織・人員・技術面の情報セキュリティ体制が確保されていること、個人情報保護法等を遵守するガバナンス体制が整備されていること、事業内容が情報銀行の定義に沿っていること等が基準となっている。

<sup>1</sup> 認定事業者内における格付けのようなレベル分けは想定していないとされる。

<sup>2</sup> なお、事業者のデータ収集方法については、もともと事業者が保有するデータを用いる場合、新たにデータを収集する場合を問わない。

<sup>3</sup> 「個人情報」、「匿名加工情報」、「要配慮個人情報」等の詳しい定義については、藤野大輝「今さら聞けない個人情報保護法の Q&A①」(2018 年 8 月 27 日、大和総研レポート) 参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827\\_020289.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827_020289.html)

図表 5 情報信託機能の認定基準の一部

	項目	要件の内容(例)
事業者の適格性	経営面の要件	・法人格を持つこと ・一定の資産規模を持つこと
	業務能力など	・類似の業務経験を有している、プライバシーマーク・ISMS認証などを有している等
情報セキュリティ等	基本原則	・情報セキュリティ及びプライバシーに関する十分な人的体制を確保していること
	遵守基準	・個人情報の取り扱い等について、プライバシーマーク等の取得をしていること
	情報セキュリティ組織	・責任者の明確化、組織体制を構築
	人的資源の情報セキュリティ	・情報セキュリティの意識向上、教育等の実施
ガバナンス体制	諮問体制	・社外委員を含む諮問体制を設置していること
	透明性	・提供先第三者、利用目的等を開示する体制が整っていること
	認定団体との間の契約	・認定団体との間で契約を締結すること
事業内容	契約約款の策定	・モデル約款(後述)の記載事項に準じ、契約約款を作成・公表していること
	個人への明示及び対応	・事業について個人に明示し、本人の同意を取得すること
	個人のコントロール性を確保するための機能について	・提供先の選択、提供履歴の閲覧、第三者提供の停止等が可能になっていること

(注) 上記は認定基準の一部であり、当指針にはより詳細な認定基準とその内容について記載がある。

(出所)「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」より大和総研作成

## ②モデル約款の記載事項

先述のとおり、情報銀行とは契約に基づいて個人のデータを本人に代わり管理する仕組みである。この契約の標準的内容を示したひな型のことをモデル約款という。

当指針では、個人と情報銀行、情報銀行と情報提供元、情報銀行と情報提供先のそれぞれの間に結ぶ契約条項について示されている(図表6)。

なお、モデル約款は、民間企業の多様な活動に合わせ、分野別に複数作られる等の多様な対応がなされると想定されている。

図表 6 モデル約款の記載事項の一部

	契約条項	例
個人と情報銀行の間	目的	個人データの本人の利益を図るためにデータを適正に管理・利用することを定める
	定義	個人情報の定義等
	業務範囲	業務の内容、便益、データ範囲等を明記
	情報銀行が担う義務	個人情報の安全管理措置を講じる 対象とする個人情報とその取得方法、利用目的の明示
情報銀行と情報提供元の間	提供データの形式等に関する規定	情報銀行へデータを提供する仕組みや手法等
	情報漏えい時の対応	情報漏えい時は速やかに情報提供元へ通知する等
情報銀行と情報提供先の間	提供データの形式等に関する規定	情報提供先へデータを提供する仕組みや手法等
	情報漏えい時の対応	情報漏えい時は速やかに情報銀行へ通知する等
	情報の利用範囲等の規定	個人から同意を得ている利用目的の範囲内での活用等

(注) 上記はモデル約款の記載事項の一部であり、当指針にはより詳細な認定基準とその内容について記載がある。

(出所)「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」より大和総研作成

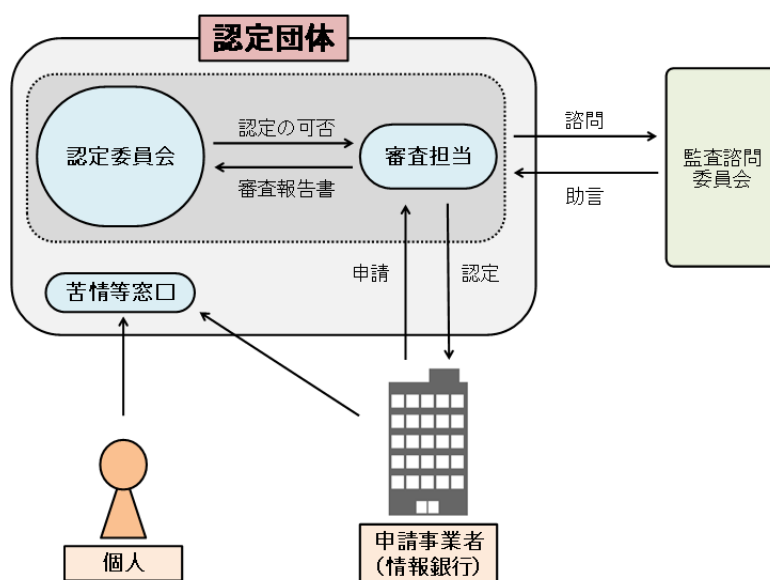
## ③認定団体における認定スキーム

認定団体における認定スキームとは、認定団体がどのように情報銀行の事業を認定するのかといった、団体の運用の枠組みを示している。当指針では、認定団体の独立性等の担保、認定料・認定有効期間の設定、認定証の交付、認定基準違反時の対応、運用体制(図表7)などにつ

いて示されている。

運用体制としては、情報銀行事業を行おうとする事業者は認定団体に申請を行い、その事業者に関する審査報告書を認定委員会が審議した上で、認定の可否を決定するという形になっている。また、第三者組織として、有識者、消費者、セキュリティ専門家等で構成された監査諮問委員会を設置し、認定の公平性等について助言を行うことが想定されている。

図表 7 情報信託機能の認定団体の運用スキーム



(出所)「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」より大和総研作成

認定団体としては、一般社団法人日本 IT 団体連盟が 2018 年秋をめどに情報銀行認定事業を開始し、同年 12 月頃から認定申請の受付を開始すると公表している<sup>4</sup>。認定委員会、監査諮問委員会等を設置し、当指針に準拠した運営を行うことを示している。

当団体の情報銀行認定事業について特筆すべき点としては、認定対象に事業者だけでなく、サービス（事業）も含まれること、審査は原則として書類とヒアリングによって行うこと、当指針に挙げられた認定基準に加えて、「データセンターの国内設置」を認定基準に追加すること等が挙げられる。また、現時点では仮だが、審査料として 70 万円以上、認定料として 50 万円を設定する方針も示されている。

当団体は、2018 年 11 月頃に「情報銀行認定申請ガイドブック ver. 0.9」、モデル約款をパブリックコメントとして公開し、2019 年 3 月頃から認定を開始する予定であり、今後も注目が必要だろう。

<sup>4</sup> <https://itrenmei.jp/registration/>

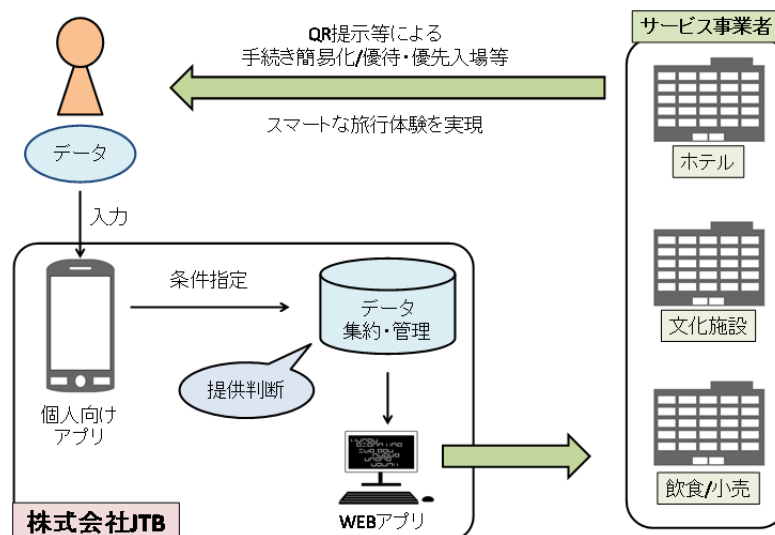
### (3) 情報銀行のモデルケース

情報信託機能活用促進事業に係る提案の公募で、情報銀行のモデルケースとなることが期待される、以下の6件の事業が候補となった（括弧内は代表提案者）。

- ① 「まちづくり（ヘルスケア）分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づくパーソナルデータ利活用」（一般社団法人おもてなし ICT 協議会）
- ② 「個人の IoT データ等を活用したライフサポート事業」（株式会社日立製作所）
- ③ 「情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス」（株式会社 JTB）
- ④ 「地域型情報銀行（情報の地産地消による生活支援事業）」（中部電力株式会社）
- ⑤ 「情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業」（株式会社三井住友銀行）
- ⑥ 「PDS と連携した観光サービス連携と一般公募型サービス構築実証」（ユーシーテクノロジー株式会社）

各事業の概要については、総務省「平成 30 年度予算 情報信託機能活用促進事業に係る委託先候補の決定」に掲載されている。本稿では、6 事業のうち、情報銀行がデータの第三者提供を判断するという本稿 1.（2）の定義に沿ったビジネスモデルになっている、「情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス」について紹介する<sup>5</sup>（図表 8）。

図表 8 「情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス」のイメージ



（出所）総務省「平成 30 年度予算 情報信託機能活用促進事業に係る委託先候補の決定」別紙 2 より大和総研作成

<sup>5</sup> 総務省「平成 30 年度予算 情報信託機能活用促進事業に係る委託先候補の決定」を参考。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin01\\_02000258.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000258.html)



当事業の概要としては、対象エリアの旅行者が身元、スケジュール、パーソナリティ、行動ステータス等を個人向けアプリに入力し、当該データを株式会社 JTB が集約する。株式会社 JTB は個人の条件指定に基づいて集約されたデータの提供判断をした上で、WEB アプリ上のダッシュボード機能等を用いて、対象エリアのホテルや文化施設、飲食店等に情報を提供する。

データを提供されたサービス事業者は、当該データを用いてエリア内の負荷軽減や再来訪の促進等を図ることができ、また、旅行者に最適かつ効率的なサービス提供を行うことが可能になるとされている。実施地域としては、東京・上野エリア、京都・岡崎/蹴上エリアが対象として挙げられている。

当事業では、情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0 をもとに、約款、契約書、手順書等の評価基準に関する関係書類を作成・評価するとしている。また、事業の実施を通じて、データ活用モデル設計・実証・評価を行うとともに、事業性評価、収益モデルの検討を行う。

こうした事業を実際に行っていく中で、情報銀行を事業として実施する上での課題を洗い出すことができると期待される。また、適切なビジネスモデルが明らかになっていくとともに、将来的に情報銀行を行う事業者にとってのモデルケースが生まれることが望ましい。

### 3. わが国における情報銀行の論点

#### (1) 個人情報保護法等との関係

情報銀行を事業として行う上では、その事業者は「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報保護法の規制対象となるだろう。情報銀行を行う事業者は、十分な安全管理措置を行う等、個人情報保護法で求められていることを実施する必要がある。

それに加え、特に情報銀行を行う事業者は以下の二点について注意する必要がある。

##### ①利用目的の特定・公表

情報銀行を行う事業者は、契約に基づく個人情報の第三者提供の旨を含む個人情報の利用目的を特定する必要があると考えられる。情報銀行を行うために新たに利用目的の特定を行う場合は、特定した利用目的を、個人情報を取得する前もしくは同時に、本人に通知または公表<sup>6</sup>しなければならない。

また、事業主体が既に保有しているデータを扱う等の場合は、利用目的を変更する必要がある、変更された利用目的について本人に通知または公表しなければならない。

<sup>6</sup> 自社ウェブサイトのトップページから1クリックで到達できる場所に掲載する等。

## ②個人データの第三者提供

個人データを第三者に提供する場合は、原則として本人の同意が必要である（オプトアウト等の場合を除く）。情報銀行を行う事業者は、前述のとおり、あらかじめ本人との間に契約を結び、包括的な同意を得ておくことで第三者提供を行うものと考えられる。

また、情報銀行を行う事業者は、個人データを第三者に提供した際は、提供先の名称、本人の氏名、当該個人データの項目、第三者提供に関して本人から同意を得ている旨について、その都度<sup>7</sup>、記録の作成を求められる可能性がある<sup>8</sup>。記録を作成する場合、多くの第三者に個人データを提供することが見込まれる情報銀行は記録の数も膨大になる上、定められた期間保存しなければならないため、注意が必要である。

## （２）データポータビリティとの関係

データポータビリティとは、事業者が保有する個人データを再利用をしやすい形で本人に還元する、もしくは他の事業者に移管できる機能・権利のことを指す。2018年5月から適用されているEU一般データ保護規則（GDPR）でも、データポータビリティについて定義されている。

わが国でも、データポータビリティの重要性を認識した上で検討が行われ、一部環境の整備が進んでいるが、現行の個人情報保護法をはじめ、データポータビリティに関する明確な規定は存在しない。

情報銀行において、データポータビリティは重要な機能であると考えられる。例えば、消費者が情報銀行Aから情報銀行Bに自分の情報の管理を移行したいと考えたとき、データポータビリティの機能がなければ、情報銀行Aに蓄積されたデータは失われてしまう可能性がある。契約する情報銀行が替わっても、それまでと同様にサービスを受けるためには、データポータビリティが必要であると言えるだろう。

わが国ではデータポータビリティに関するとりまとめが今年中に出ることが予定されているが、引き続き検討・整備がなされていくことが期待される。加えて、情報銀行を行う事業者も、個人が他の情報銀行に契約を移行する際にデータを移行できるように、データポータビリティの機能・権利を保証することを検討しても良いのではないだろうか。

<sup>7</sup> ただし、同じ提供先に継続的、または反復的に提供される場合は一括して記録を作成できる。

<sup>8</sup> 事業者が本人からの委託等に基づき、本人に代わって個人データを提供している場合は、記録の義務はない。本人の委託等に基づいているかどうかは、委託等の内容、提供先や提供元の要素等を総合的に考慮し、「本人が当該提供を具体的に特定できているかどうか」で判断する。情報銀行は、定義上は本人に代わって第三者提供をしているが、本人がその提供を毎回具体的に特定できているかは判断が分かると考えられ、必ずしも記録義務がないとは言い切れないと思われる。

## 4. 今後の課題

情報銀行について、「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月）では、本年度中に認定スキームの運用を開始するとともに、実証事業を通じて必要なガイドラインを取りまとめる方針が示されている。先述のとおり、情報銀行を行う事業者の認定の開始が予定されており、情報銀行は今後、本格的に始動していくことが予想される。

ただ、情報銀行を事業として行っていく上で、課題は残されていると考えられる。

まず、PDS や情報銀行に対する個人の利用意向に関するアンケート結果を見てみると、わが国では海外諸国に比べ、利用に消極的であることが分かる（図表 9）。消極的である理由としては、「自らの責任範囲や負担が大きい」ということが最も大きいようだ（図表 10）。ただし、情報銀行の仕組みではデータの管理は情報銀行が行うため、PDS に比べて個人の負担は比較的小さい。情報銀行の仕組みの周知ができれば、この課題はクリアできるかもしれない。

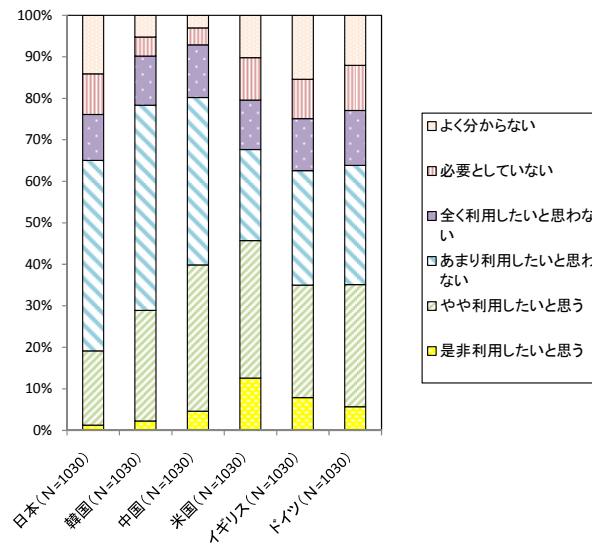
また、消極的である理由において、海外諸国に比べてわが国では「既存の仕組みで問題ない」という回答が多い（図表 10）。情報銀行の普及のためには、情報銀行等の新たな仕組みを利用することで個人が享受することができる便益について、官民の両面から、より明確かつ詳細に周知を図っていく必要があると思われる。

さらに、わが国では「自分自身が情報を管理するより企業等に任せた方が安心」という理由を回答している割合が他国に比べて小さい（図表 10）。これは、企業にデータの管理を委託することへの不信感が強い可能性を示唆している。実際、わが国では企業等へパーソナルデータを提供することに対して不安を感じている消費者が多い（図表 11）。情報銀行を行う事業者には、安全管理の徹底やデータの扱いの透明化等、個人が安心してデータを委託できるような仕組みづくりが求められる。

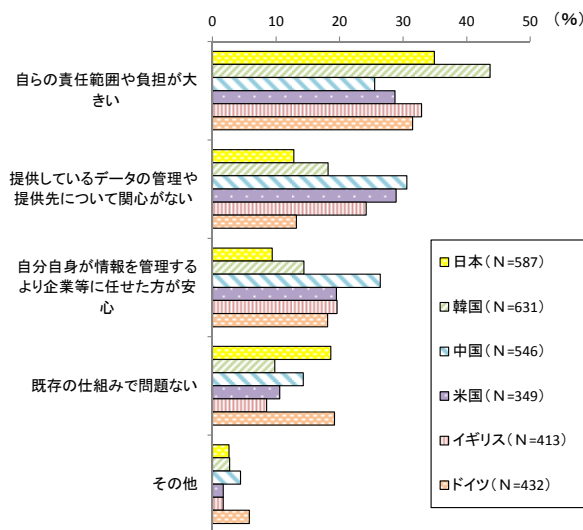
最後に、個人データの標準化も課題の一つとして挙げられる。企業間連携によるデータを利用した技術開発等を想定すると、各情報銀行から提供されるデータのフォーマットは標準化されていることが望ましい。また、先述のデータポータビリティが十分に機能するためにも、情報銀行間でのデータの標準化が期待される。

情報銀行を事業として行った事例は過去にほぼなく、実際に事業化してからは、以上に挙げたこと以外にも多くの課題が生じるだろう。今後はその課題への対応策を逐次検討していき、個人、データ提供先企業、情報銀行のいずれも便益を享受することができ、かつ個人が安心してデータを委託できるような環境が整備されていくことが期待される。

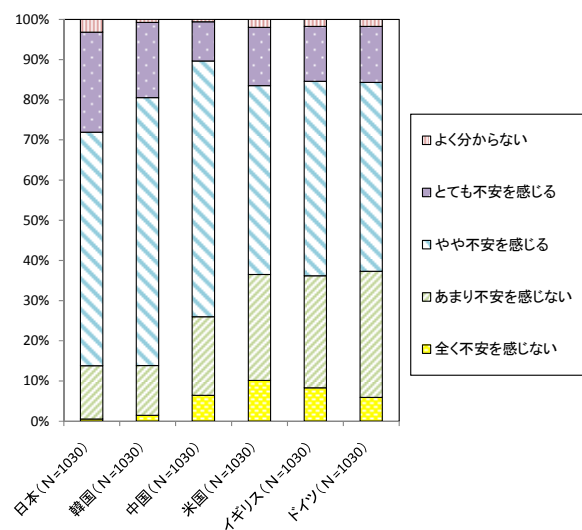
**図表 9 PDS や情報銀行を利用してみたいと思うか**



**図表 10 PDS・情報銀行を利用したくない理由 (複数回答可)**



**図表 11 企業等のサービス利用時にパーソナルデータを提供することに不安を感じるか**



(注1) 図表 9、11 は 20 代～60 代の男女 1030 人 (各年代の男女それぞれ 130 人ずつ) を、図表 10 は図表 9 の質問で「全く利用したいと思わない」、「あまり利用したいと思わない」と回答した者を対象にアンケートを行っている。

(注2) 図表 9 のアンケート調査では従来のパーソナルデータ利用の仕組み、PDS・情報銀行といった新たなパーソナルデータ利用の仕組み、メリット・デメリットを説明した上で聴取した。

(出所) (図表 9～11) 総務省「パーソナルデータ提供等に係る消費者向け国際アンケート調査」(平成 29 年)より大和総研作成